

秋田公立美術大学大学院博士課程における研究指導に関する細則

令和3年11月4日

規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学位規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第92号。）第14条に基づき、秋田公立美術大学大学院（以下「大学院」という。）における博士課程の学位授与のための研究指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導教員)

第2条 指導教員については、1年次前期に大学院学生（以下「学生」という。）1名につき、指導教員1名を配置する。

2 研究テーマが複数教員の専門領域にまたがる学際的研究等の場合で、学生からの要望がある場合には、副指導教員を置くことができる。

3 1年次、2年次を通じて開講される「複合芸術表現研究」および「複合芸術理論研究」（以下「研究展開科目」という。）には担当教員各2名を配置する。なお、当該学生の指導教員および副指導教員は、専門性に応じて当該研究展開科目のいずれかの担当教員を兼ねることができる。

4 指導教員の配置においては、学生の研究テーマに基づき、研究科教授会において決定し、学生に通知する。

(研究指導)

第3条 指導教員は、担当する学生の研究テーマ設定が適切に行えるよう指導し、「複合芸術特別研究」の担当教員となる。

2 指導教員は、担当する学生の「博士論文」又は「研究作品」（以下「博士論文等」という。）の研究指導を行い、「複合芸術特別研究」の担当教員となる。

3 副指導教員は、指導教員と協同して学生の博士論文等の研究指導および助言を行う。

(研究発表)

第4条 学生は、研究テーマや研究構想、博士論文等の研究経過を報告す

るための研究発表を定期的に行う。

2 指導教員ならびに副指導教員は、研究発表で学生が受けた指摘、助言等を踏まえて、学生に解決方法等を指導する。

3 研究発表の時期については、別表のとおりとする。

(研究指導計画)

第5条 各研究指導の実施時期については、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究指導に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則 (令和3年11月4日規定第18号)

この規程は、令和3年11月4日から施行する。

附 則 (令和7年1月24日規程第4号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

年次	研究指導計画	
1 年 次	論文修了の学生	作品・活動修了の学生
	<p>指導教員および科目担当教員の決定（4月）</p> <p>学生は、研究科教授会へ希望する研究分野および指導教員を申請し、研究科教授会は、学生の希望をもとに、本課程を担当する研究指導教員の中から、研究分野および研究指導に適する指導教員1名を決定し学生に通知する。なお、研究テーマが複数教員の専門領域にまたがる学際的研究等の場合で、学生からの要望がある場合には、副指導教員を置くことができる。</p> <p>指導教員の決定後、学生と指導教員とで相談のうえ、研究指導計画を作成する。</p> <p>併せて、1年次、2年次を通じて開講される「複合芸術表現研究」および「複合芸術理論研究」の担当教員各2名を決定する。なお、当該学生の指導教員および副指導教員は、専門性に応じて上記2科目のうちいずれかの担当教員を兼ねることができる。</p>	
	<p>研究計画の立案および指導（4月から8月）</p> <p>学生は、研究テーマを設定し、研究計画を立案する。指導教員は、研究方法、文献検討等により、学生の研究計画の立案を指導する。学生は、研究計画に基づき研究を遂行する。指導教員は、研究テーマが一連の研究手順に沿って進行していくよう指導する。</p>	
	<p>研究計画書の作成（8月から9月）</p> <p>学生は、指導教員の指導・助言を受けながら、研究テーマに関する研究計画書を作成する。指導教員は、必要に応じて研究科教授会に研究テーマの内容を報告し、助言を受けることができる。</p>	
	<p>研究テーマ発表会の開催（10月）</p> <p>学生からの申請に基づき、研究テーマ発表会を開催する。学生は、これまでの研究をもとに、研究テーマに関するプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行う。</p> <p>なお、必要に応じて、倫理的側面から研究科において倫理審査を行う。当該審査には、学内の常置委員会として教員の研究に対する倫理審査を行う「研究不正防止推進委員会」の構成員を含むこととし、本課程を担当する研究指導教員3名で構成する。当該審査は、学生から提出された研究倫理審査申請書、添付書類等により審査を実施する。</p>	
	<p>博士論文等の作成および指導（10月から3月）</p> <p>学生は、研究テーマ発表会までの研究成果および同発表会での意見陳述や指摘等を踏まえて、博士論文等をまとめる準備を行う。</p> <p>指導教員は、学生の博士論文等の作成について、論文の内容、全体構成、資料・データの整理法、図表の作成、引用文献の記述法、表現手法など、完成までの指導を行う。</p>	

年次	研究指導計画	
2 年 次	論文修了の学生	作品・活動修了の学生
	<p>研究構想発表会の開催（4月）</p> <p>学生からの申請に基づき、研究構想発表会を開催する。本会では、これまでの研究成果である論文等をもとに、研究の具体的な構想について、学生によるプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答を行う。</p> <p>指導教員は、研究構想発表会后、中間発表会に向けて、より具体的な表現手法や論文構成等について指導していく。</p> <p>学生と指導教員とで相談のうえ、研究指導計画を作成する。</p>	
	<p>中間発表会の開催（10月）</p> <p>学生からの申請に基づき、中間発表会を開催する。本会では、これまでの研究成果である論文等をもとに学生によるプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答を行う。</p> <p>中間発表会后、指導教員は、学生に対してより具体的に表現手法や論文構成等について指導していく。</p>	
	<p>博士論文等の作成および指導（10月以降）</p> <p>学生は、これまでの発表会での意見陳述や指摘等を踏まえて、博士論文等をまとめていく。また、学生は、指導教員に相談をしつつ、学位申請予備審査に向けて書類を整えるなど準備を行っていく。</p> <p>指導教員は、該当学生が予備審査に申請できるかを慎重に見極めながら、その都度適切な助言・指導を行っていく。</p>	
		<p>予備審査会（2月から3月）</p> <p>研究科教授会は、作品・活動修了の学生から提出された予備申請書および関係書類を審査するとともに予備審査結果報告書を作成し、その結果を学生に通知する。審査に合格した学生は、本申請（5月）に向けて書類等の準備を行う。</p> <p>また、研究科教授会は、学生の研究成果である博士論文等を審査するため、審査員の構成について議論、決定し、学生に通知する。</p> <p>なお、研究科教授会の承認のもと、副査として研究者を学外から招聘するものとする。</p> <p>これ以降、主査・副査は、博士論文に関わる審査を慎重に行っていく。</p>

年次	研究指導計画	
3 年 次	論文修了の学生	作品・活動修了の学生
	研究指導計画の作成（4月） 指導教員の決定後、学生と指導教員とで相談のうえ、研究指導計画を作成する。	
	予備審査会（5月から6月） 研究科教授会は、論文修了の学生から提出された予備申請書および関係書類を審査するとともに予備審査結果報告書を作成し、その結果を学生に通知する。審査に合格した学生は、本申請（7月）に向けて書類等の準備を行う。 審査員の選出に関する手順は、作品系の場合と同じとする。	
	博士論文の提出（10月） 学生は、博士論文（仮綴）および関係書類を提出する。	
	公聴会の開催（1月） 学生は、博士論文および最終成果物を展示・発表する。その際に公聴会を実施する。 本審査会（主査および副査）では公聴会の後に提出された博士論文等の審査を行う。	
	最終判定会議（3月） 本審査会（主査および副査）は、提出された博士論文等の審査を行い、これらの結果を研究科教授会に報告する。 研究科教授会は、主査および副査による博士論文の審査結果ならびに最終試験の判定結果ならびに当該学生の単位取得状況を総合的に勘案し、博士課程修了の可否を判定する。 学長は、研究科教授会の判定結果に基づき、学生の博士課程の修了を認定し、博士（美術）の学位を授与する。	

※ 作品・活動修了の学生：博士論文（4万字以上）および制作・活動（博士論文と同等程度の成果物または複合芸術としての活動記録）の審査を受ける者。

※ 論文修了の学生：博士論文（12万字以上）で審査を受ける者。